

尾張旭市監査公表第29号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月28日付け6給第154号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

教育委員会学校給食センター

監査の指摘事項	措置状況
<p>学校給食センターにおいて、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>	<p>当該防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和7年1月31日付け6市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。</p> <p>また、学校給食センター敷地内について、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。</p>
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち1点は所在が分からなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項については、課内で周知徹底を図るとともに、全ての備品及び備品台帳の検査を行った。</p> <p>また、所在の分からない備品については、既に廃棄されていることを確認したため、物品出納員と協議後、廃棄手続を行った。</p> <p>今後は、適切な物品管理事務に努める。</p>

本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、産業廃棄物収集運搬及び処理業務並びに学校給食用物資の購入契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

指摘事項については、課内で周知徹底を図るとともに、速やかに総務課へ公表依頼を行い、現在は公表されている。

今後は、随意契約ガイドラインを遵守し、適切な事務を実施する。